

令和3年3月26日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第2号議案 古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

善意でかつ重大な過失がない場合の市長等の損害賠償責任の一部を免責するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 善意でかつ重大な過失がない場合、市長等が市に対して賠償の責任を負う額の総額から、基準給与年額に市長は6、副市長・教育長・監査委員等は4、農業委員会・固定資産評価審査委員会の委員は2、職員は1を乗じて得た額を差し引いた額を免責するもの。
- 2 国が定める免責に関する参酌基準及び責任の下限額は、今回の条例案と同様の数字が施行令に示されている。
- 3 重大な過失と過失の境界線に関しては、総務大臣通知に、「善意でかつ重大な過失がない」とは、市長等が違法な職務行為によって、本市に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すと示されていることから、これに当たらない場合は重大な過失となる。
- 4 計算式の基礎となる基準給与の範囲は、給料のほか、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末勤勉手当。
- 5 善意でかつ重大な過失がないかの判断は、住民監査請求等で市長等の責任が認定された場合、監査委員の判断を基に一次的には市長が判断するが、その判断に不満がある場合は、住民訴訟が提起され最終的には裁判所が判断することになる。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第4号議案 古賀市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定
について**

押印手続きの見直しに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第5号議案 古賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

職員が不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、不妊治療休暇を新設等するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 厚生労働省の資料では、実際に不妊検査や治療を受けたことがある夫婦は18.2%と示されており、職員の2割ぐらいに可能性はある。夫婦全体の5.5組に1組ぐらいの割合となる。
- 2 この条例の主な目的は、職員のワークライフバランスの向上の観点から、日数を要するような高度化した治療にも専念できるよう休暇制度を設けるもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第6号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について**

会計年度任用職員の給与に関し、勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び規則への委任をより明確にするほか、所要の規定の整備を行うもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 会計年度任用職員と任期の定めのない職員で異なる部分があり、会計年度任用職員の規則を別途定めたため、その規則への委任等について明記するもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第28号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、規約を変更するもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。